

## 奈良県告示第二百二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定に基づき次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するので、次のとおり告示する。

平成二十七年十月十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 名称 菟田野特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域 宇陀市菟田野と榛原との境界（以下「旧菟田野町と旧榛原町との境界」という。）と県道内牧菟田野線との交点を起点とし、同県道を南西進及び南進し、市道見田入谷線との交点に至り、同所から同市道を南東進し、市道下芳野入谷線との交点に至り、同所から同市道を南西進し、芳野川との交点（新岩脇橋）に至り、同所から同河川を下流へ北西進し、国道一六六号との交点（水分大橋）に至り、同所から同国道を西進し、県道榛原菟田野御杖線との交点に至り、同所から同県道を北進し、旧菟田野町と旧榛原町との境界の交点に至り、同所から同境界を北東進し起点に至る一円の区域（別紙第一図の表示区域）

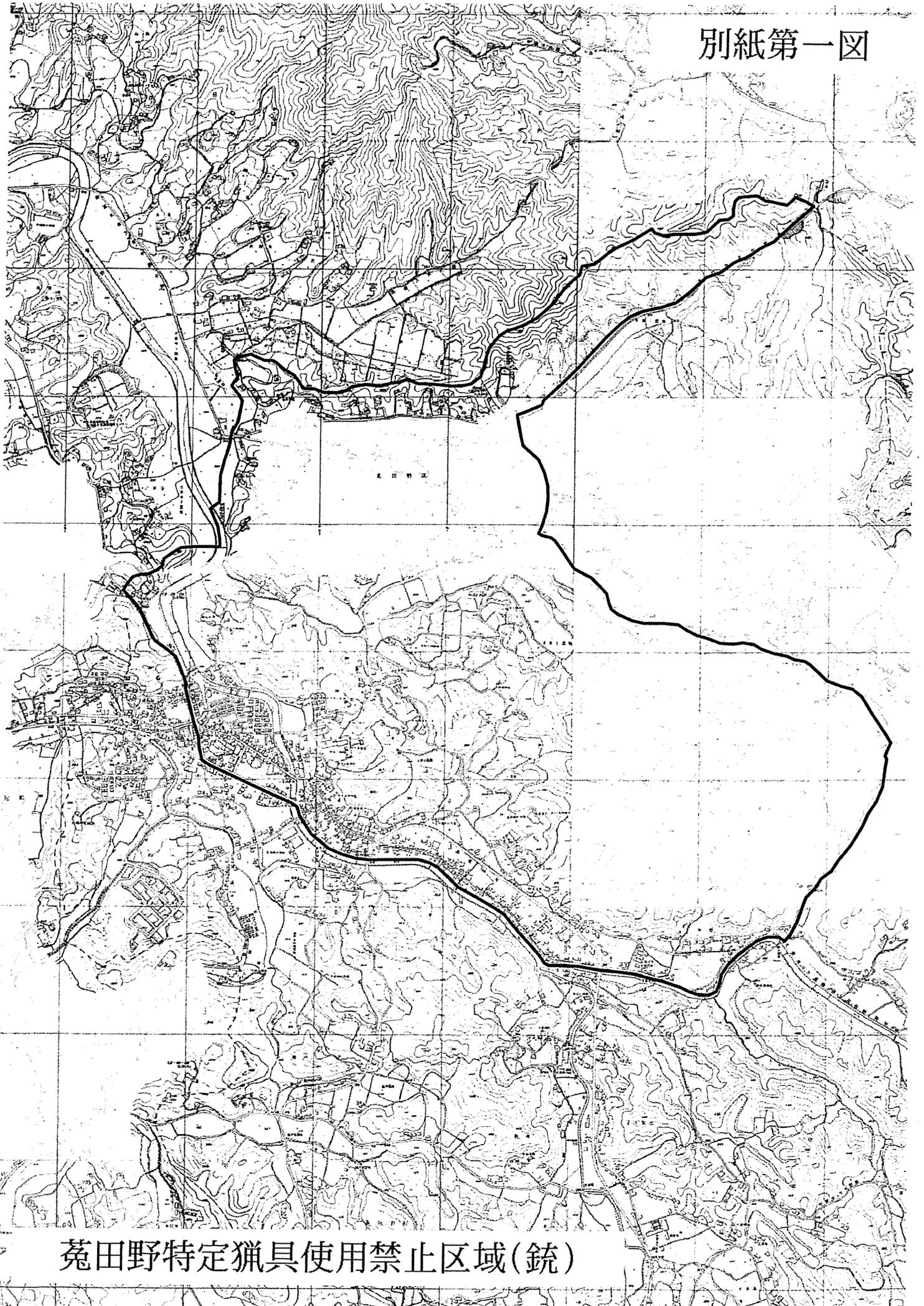
三 存続期間 平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

一 名称 高取特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域 県道明日香清水谷線の終点を起点とし、同所から同県道を西進及び西北進し、同県道と大和平野特定猟具使用禁止区域（銃）境界との交点に至り、同所から大和平野特定猟具使用禁止区域（銃）境界を北進及び東進し、高取町と明日香村の境界に至り、同境界を東進及び南東進し、高取町、明日香村、吉野町及び大淀町の境界点に至り、同所から高取町と大淀町の境界を西進及び南西進し、標高四七六・一メートルの三角点に至り、同所から谷を北西進し、林道田口高取山線に至り、同林道を北東進し、同林道の終点に至り、同所から谷を北東進し起点に至る一円の区域（別紙第二図の表示区域）

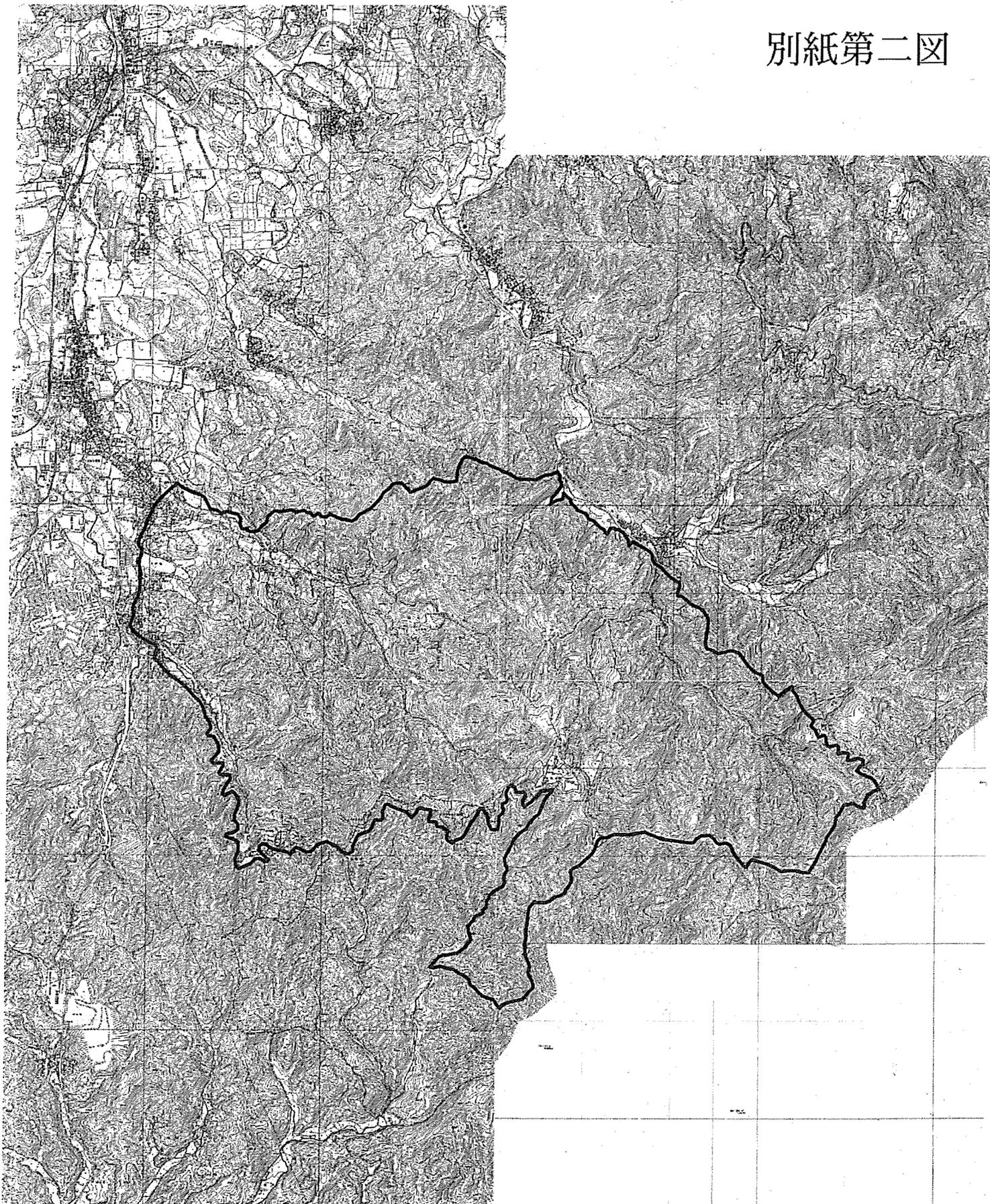
三 存続期間 平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

別紙第一図



菟田野特定猟具使用禁止区域(銃)

別紙第二図



高取特定猟具使用禁止区域(銃)